

令和6年度法務省委託人権啓発動画『『誰か』のこと じゃない。』  
を使用した広報に関する留意事項

- 1 YouTube（インストリーム広告）
  - (1) 「YouTube TrueView」による動画広報とする。
  - (2) 動画視聴完了数は、50,000回以上の回数を満たすものとする。
  
- 2 映像  
下記ウェブページに掲載されている動画（全9種）を使用すること。  
[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00233.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00233.html)
  
- 3 広報時期  
以下を想定。  
令和6年11月27日（水）～12月10日（火）  
※ 令和6年12月4日（水）から10日（火）の人権週間を中心に展開すること。